

## 第1回期日 訴状の説明

訴状の内容を紹介いたします。

訴状では、まず、子を養育する意思と能力を有する親が子を監護・養育する権利が人権であることを述べています。親子の養育関係は、親子という自然的な関係に基づく人格的な行為です。この親子の自然な営みを、親の意思によらずに不当に侵害されないことが養育権として保障されているはずで

次に、日本では、この養育権が不当に侵害されていることを述べています。親が子を養育するという実態には幅はありますが、養育権の内容をどう捉えたとしても、現行法と運用は親が子を養育する権利をまったく保障していません。その例をいくつか挙げています。

最初に、単独親権制が現行法ですが、民法820条によりますと親権者が子の監護及び教育をする「権利」を有するとのことですから、法律及び運用上実質的に父母双方の養育権を確保する仕組みがない限り、単独親権制は養育権の侵害といえます。

次に、現行法の下では、親権のない親の同意がなくても、いわゆる代諾養子縁組が可能です。養子縁組という制度は、父母による親権の枠組みから、養親による親権の枠組みに移行させる制度です。たとえ単独親権であっても、父母による親権の枠組みであれば、親権者指定や変更の手続によって父母のいずれも一応親権者となり得る地位にはあるのですが、養子縁組はこの地位自体を奪います。代諾養子縁組の結果、親権のない親は、その意思に反して、親権者変更の手続きをとることすらできなくなるのです。このことは判例でもはっきりと述べられています。このことも現行の法律と運用が親の養育権をまったく保障していないことを示しています。

さらに、現状の親権者指定や面会交流の運用は、法律による実質的な判断基準がまったく示されていないため、結果、父母の養育権が対等に存在

していることとはほど遠い運用になっていることも述べています。

加えて、親が子の居所を把握する権利が保障されていません。親が子の居所を知る権利を尊重しない結果、私人による侵害からの保護をしていないにとどまらず、公的にも不当に侵害をしています。親が子の居所を決定するどころか、居場所すらも知る権利がない。養育権の内容をどう捉えたとしても、親子が養育関係を築きようがない立場に立たされることは酷い侵害です。このような親子に対する惨い扱いが今の日本の実態です。

次に平等権です。本訴訟で訴えているのは、法律婚をしている親と婚姻していない親との区別です。ご存じのとおり前者の親は共同親権ですが後者は親の一方しか親権者になれません。ここに、「親権」についての区別があることは明白ですし、親権は養育監護に関する権利ですから当然養育権についても区別があることになります。この区別が不合理な差別であることを主張しています。

以上のような養育権侵害と差別について、そこに合理性があるのか。人権の制約として正当化できるのか、ということを訴状では論じ、不当な人権侵害であることを訴えています。そもそも、現行法による侵害や区別の「目的」が不明です。ここに何らかの立法目的があるのであれば、被告の方から明確に示していただきたい。

最後に、訴状では、本件の立法不作為は国賠法上違法であることを述べています。養育権を対等に保障する仕組みを用意せず、また、この侵害についての要件や手続を定めていない時点で、どう考えても必要不可欠な立法措置を怠っていると考えます。